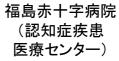
かかりつけ医と認知症疾患医療センターに係わる診療報酬(平成28年4月現在)

※当院との連携により、以下のような加算が算定できます。ご参考下さい。







診療情報提供書 250点

認知症専門医紹介加算 100点 認知症の疑いがある患者様の紹介

認知症療養計画書の提供

認知症専門診断管理料1 700点

(1患者1回のみ算定可能)

認知症の鑑別診断

紹介元の医療機関において、認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、 診療情報提供料(250点)に加え、認知症専門医診断加算(100点)を算定できます。

認知症療養指導料

350点 (6ヶ月に限り月1回算定可能)

認知症療養計画書に基づく治療を行う

診療情報を文書で提供

地域連携室 FAX:024-526-3854

紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの認知症療養計画書に基づき治療を行い、 認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、

認知症療養指導料(350点・治療を始めた月から6ヶ月に限り、月1回算定可能)を算定できます。

診療情報提供書 250点

認知症専門医療機関連携加算 50点

(月1回算定可能)

症状增悪時,再評価必要時

認知症療養計画書の提供

認知症専門診断管理料2

(3ヶ月に1回算定可能)

療養方針の再評価

紹介元の医療機関において、既に認知症疾患医療センターで 認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合、

診療情報提供料(250点)に加え、認知症専門医療機関連携加算(50点)を算定できます。